

COVID-19 感染症に関する差別や人権侵害についての政府と地方自治体の対策の流れ【2020年1月～】

文責：鳥居千朗

日本赤十字社は、新型コロナウイルス感染症に伴う「差別」や「恐怖」を、コロナウイルスの異なる「顔」として捉え、警鐘を鳴らしています。令和2年の1年間を通して、「コロナ差別」に対し政府や各地方自治体が行った対策の事例をまとめてみると、相談窓口やネット監視チームの設置など、具体的な策の実施は特に地方自治体単位で見られ、政府から各地方への働きかけは比較的少なく、また各地方の対策を追う形になっていた、という事情が見えてきました。先日(2021/02/13)施行された改正特措法もあわせて、今後の展開を注視する必要があります。



地方自治体・団体によって実施された具体的対策(～8月)

2020年1月に新型コロナウイルス感染症が流行し始めて以来、この感染症に関して発生してきた差別的な事件について、当初政府の方からなされた働きかけは、限定的なものに留まっていました。1月末に文科省が全国の小中・幼稚園に宛てて偏見や人権への配慮を促す通知を送りⁱ、2月末には厚労省が各都道府県の衛生主管部に、感染者のプライバシー等に照らして、感染情報をどこまで開示するかの基本方針を送付しましたⁱⁱ。しかし各地で感染者や医療従事者の児童等に対する差別的な取り扱い、市町村による過剰な情報公開といった事件を防ぐことはできませんでしたⁱⁱⁱ。5月の首相会見では国民に対し、差別や排斥をせずに「支え合いの気持ち」を持つよう訴えました^{iv}が、具体的な差別対策の努めとしては十分とは言えません。

では、感染拡大当初、各地方・団体ではどのような対策がなされていたのでしょうか。まず、「コロナ差別」の主戦場となったのはなんとといっても今や広く一般化した SNS でした。3月には、Facebook や Twitter 等 SNS 各社が WHO と協力し、コロナ差別の書き込みや広告を削除する方針を提示しました^v。また同月、秋田県医師会は医療従事者向けに相談窓口を設置し、コロナ差別に関する相談を受け付けはじめました^{vi}。当事者からの相談を受け付け、ケースに応じて弁護士や警察に連絡するという取り組みは秋田や愛知でまず医療従事者向けに始まりましたが、すぐに一般市民向けの相談窓口が全国各地で開かれるようになり、自治体や地方弁護士会が主体となっていきました。またこうした窓口では SNS 上での差別に関する相談も多く、ここから、各地方でのネット監視の実施や法整備の重要性も認識されていきます。各地方でのコロナ差別対策は、大きく言ってこの **ネット監視** と **相談窓口** の二本柱の連携で進められていったと言ってよいでしょう。

◆2020年前半の各地方の取り組み(朝日新聞に報道されている限りの)

月	ネット監視	相談窓口
4 ^{vii}	鳥取、鹿児島	愛知、兵庫県神戸市、中国知事会、福井弁護士会
5 ^{viii}	三重、徳島、山梨	高知弁護士会、栃木県那須塩原市
6 ^{ix}	大分	新潟弁護士会
7 ^x	岩手、三重県明和町	
8 ^{xi}	長野、鳥取、島根	岐阜県飛騨市、群馬県大泉町、鳥取弁護士会、長崎

地方でこうした取り組みが進む中、政府に対する様々な要請もなされていきます。5月には日本教育学会が9月入学論を退け、それよりもいじめや差別に備えてケア職員を配置するなどの対策が必要だとする提言を提出しました^{xii}。和歌山県も、厚労省が示した感染者の退院新基準について、差別を防ぐための科学的妥当性の明確化を要望しました^{xiii}。7月には三重県明和町でネット上の人権侵害に対する法整備の意見書が可決され^{xiv}、8月11日には全国知事会が臨時交付金の増額を訴える中で差別に関する相談窓口の強化を要請しています^{xv}。

政府による積極的啓発:「差別・偏見をなくそう」プロジェクト(8月末～)

このような地方での積極的な動向に促されるような形で、8月末から政府による積極的な差別対策の取り組みが始まりました。文科省はまず全国小中校の養護教諭 3552 人にアンケートを実施し、13.4%がコロナ差別を見聞きしたというデータを得ました^{xvi}。そこから、「差別・偏見をなくそう」プロジェクトと銘打って、HPに児童生徒・教職員・保護者向けのメッセージを掲載し、既存の全国共通の電話相談窓口も周知するに至ります^{xvii}。10月になると、さらに動画やワークシート、ポスターといった差別対策教材を作成・公開することになりました^{xviii}。1月の学校宛て通知に引き続き、ここまでは主に児童生徒を対象とした対策が注力されていたといえるでしょう。

ここに加えて、9月1日に、政府のコロナ対策分科会で創始された「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」の初会合が行われました。同会には三重県知事も参加しており、先駆的なコロナ差別対策の取り組みとして「みえモデル」が提出されました^{xix}。副座長である武藤教授はワーキンググループ始動にあたって、同会を現場と政府との双方向的な対話の場として評価しています^{xx}。11月には同会から政府への提言がまとめられました^{xxi}。

かくして、地方での先駆的な具体策に応答する形で政府もまた差別対策として相談窓口の周知や啓発を行うことになり、これが影響したかどうかはさておき、2020年後半も全国各地で具体的な差別対策の取り組みが広がっていきます。

地方自治体・団体の取り組み(9月～)

◆2020年後半の各地方の取り組み(朝日新聞に報道されている限りの)

月	ネット監視	相談窓口
9 ^{xxii}		滋賀、福島、山形、人権センター
10 ^{xxiii}		大阪弁護士会、和歌山、宮城
11 ^{xxiv}	青森、福井	
12 ^{xxv}	京都、和歌山	京都、長野県飯田市、日弁連

2020年12月12日の時点では、全国33自治体が差別防止等を条例に定めており、少なくとも9自治体が案を検討していました^{xxvi}。

いずれにしても、2020年の1年間を通して、コロナ差別対策のために新たに相談窓口を設置したり、ネットの書き込みのパトロールを開始した主体はまず地方自治体や各団体であり、政府の取り組みは、児童生徒への啓発や議論の場の構築に注がれていたと言えます。

そんな中、政府から全国に向けた具体的な働きかけとして、年末から新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正(いわゆる「改正特措法」)が行われ、2021年2月13日に施行されました。改正特措法に関しては罰則規定の追加という点が強調されがちですが、ここには同時に、差別防止の規定も含まれていました。

改正特措法をめぐる応酬(12月～)

先月に施行された改正特措法の要点を大まかにまとめると、次のようになります：

- ①事業者に対する休業・時短要請、感染者に対する療養・入院要請に加え、命令、そしてその違反に対する過料を科すことが可能になった^{xxvii}
- ②国から地方自治体へ、そして国・地方自治体から各事業者への財政支援の規定が設けられた^{xxviii}
- ③差別的取り扱い等の防止についての規定(第二章第十三条)が追加された^{xxix}

しかし年末に改正案が提言されて以来、①の側面を強調する形で報道されてきました^{xxx}。その結果、過料という要素が持ちうる懸念に関する批判が相次いでいます。代表的なものとして、2021年1月22日の日弁連による批判があります。日弁連は、罰則の恣意的な運用や、罰則化に伴う感染者差別の助長を危惧し、事業者への正当な補償等によって差別の原因たる不安を取り除くことが先決だと主張しました^{xxxi}。その一週間前にも日医連が同趣旨の緊急声明を発表しており^{xxxii}、2月3日には参院内閣委員会で事業者支援や患者の差別防止措置を求める付帯決議が可決されています^{xxxiii}。

こういった批判が一般化していることは、**③差別防止規定の追加という事実が認知されていない**ことを示しています。しかし、実際問題として差別防止規定の追加は政府発行の「概要」でも改正の「趣旨」として取り上げられてはならず^{xxxiv}、追加された条文も極めて抽象的な記載である^{xxxv}ことから、このような事態が発生していることには政府の側にも責任があると言えます。

そこで、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長はこれらの批判に対して応答するようにして、施行の前日(2月12日)、各都道府県知事宛てに事務連絡のリーフレットを送り、管内市町村および関係団体へ差別防止規定と「国及び地方公共団体の責務」の周知をするよう呼びかけました。日本病院会や青森県トラック協会がこのリーフレットをHPで公開しています^{xxxvi}。これに添付された資料において、特措法条文では抽象的に記されていた「**不当な差別**」の例が初めて具体的に表現されました。禁止される「不当な差別」は次のように例示されています：

- ・感染を理由に解雇すること
- ・回復した人の出社を拒否すること
- ・感染者が出た病院の関係者の子供の登園を拒否すること
- ・感染者が出た学校の学生・家族の入店を拒否すること
- ・感染者個人の名前・行動をSNSで特定・公表・非難すること
- ・無症状で訪れた客に対し店舗が謝罪や賠償を強要すること

感染拡大当初、政府の「コロナ差別」対策は地方のそれと比べてスピードや実効性に欠けていました。その後の「“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」や「ワーキンググループ」で具体的方策と地方との連携が図られました。その成果の如何や今回の改正特措法がどのような結果をもたらしたかは今後の展開から考えなければなりません。その際、改正特措法の差別対策事項の有効性が罰則規定に比して十分であるか、この周知がどこまで啓発に寄与するか、が争点になるでしょう。

ⁱ 朝日 2020/02/09 朝

ⁱⁱ 例えば、福井県 HP がこの通知書へのリンクを掲載しています：

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/kourousyuu-tuuti31.html>
(2021/3/17 閲覧)

ⁱⁱⁱ 様々な具体的事例に関してはこちらの記事をご覧ください：<https://www.pandemic-philosophy.com/post/日本国内のcovid-19に起因する差別的な事件とその対策に関する調査結果を公開します>

^{iv} 朝日 2020/05/05 朝

^v 朝日 2020/03/19 朝

^{vi} 朝日 2020/04/09 朝

^{vii} 朝日 2020/04/10 朝、04/14 朝、04/15 朝、04/17 朝、04/24 朝、08/08 朝。愛知県の相談窓口は医療従事者向け。

^{viii} 朝日 2020/04/24 朝、05/16 朝、05/26 朝、05/29 朝、08/21 朝、10/15 朝。また、三重県教委は SNS に関する人権教育教材を各学校に配布しています。

^{ix} 朝日 2020/06/08 朝、06/23 朝。大分県議会ではネット上の中傷の発信者情報を開示する手続きを簡略化することを求める意見書が可決されました。

^x 朝日 2020/07/31 朝、08/01 朝。明和町議会で、ネット上の人権侵害に対する法整備を国に求める意見書が可決されました。

^{xi} 朝日 2020/08/08 朝、08/09 朝、08/19 朝、08/20 朝、08/25 朝、08/26 朝、08/29 朝、10/06 朝。大泉町の窓口は外国人向け。また、鳥取県は書き込みを証拠として保存しておくよう対策を強化し、島根県は立正大浜南高に対する人権侵害の書き込みを松江地方法務局に通報し、これが 10 月にプロバイダーへの削除要請に繋がりました(朝日 2020/10/06 朝)。

^{xii} 朝日 2020/06/03 朝

^{xiii} 朝日 2020/06/04 朝

^{xiv} 朝日 2020/07/31 朝

^{xv} 朝日 2020/08/12 朝

^{xvi} 朝日 2020/10/17 夕

^{xvii} 朝日 2020/08/26 朝、https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html
(2021/02/17 閲覧)

^{xviii} 朝日 2020/10/17 夕

^{xix} 朝日 2020/09/02 朝、10/13 朝、
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html> (2021/03/17 閲覧)

^{xx} Buzz Feed News のインタビュー：

<https://news.yahoo.co.jp/articles/e93de3dafa8e5db813126462cd9770d29969c8cc>
(2021/03/10 閲覧)。なお、感染者情報の公開を巡る問題については別稿を作成中です。

^{xxi} 朝日 2020/11/13 朝

^{xxii} 朝日 2020/09/10 朝、09/11 朝、09/24 朝

^{xxiii} 朝日 2020/10/02 朝、10/14 朝、10/17 朝

^{xxiv} 朝日 2020/10/31 朝、11/07 朝。福井県は AI を用いたモニタリングを開始しました。

^{xxv} 朝日 2020/12/03 朝、12/11 朝、12/18 朝。京都府はネット監視やLINE 相談窓口についての一般意見を募集しはじめ、和歌山県は書き込みの削除要請の規定を含む条例案を可決しました。

^{xxvi} 朝日 2020/12/13 朝

^{xxvii} 東京経済 ONLINE(岩崎崇) … <https://toyokeizai.net/articles/-/411873>(2021/02/17 閲覧)

^{xxviii} 新型コロナウイルス感染症対策推進室作成の「【修正案反映版】概要」を参照：
<https://www.cas.go.jp/jp/houan/204.html> (2021/03/17 閲覧)

^{xxix} <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000031> (2021/02/17 閲覧)

^{xxx} 2021/03/01 現在、差別防止規定に関する朝日の記事はありません。

^{xxxi} NHK2021/01/22 … <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210122/k10012828851000.html>
(2021/02/17 閲覧)

^{xxxii} 朝日 2021/01/19 朝

^{xxxiii} 朝日 2021/02/04 朝

^{xxxiv} 新型コロナウイルス感染症対策推進室作成の「【修正案反映版】概要」を参照：
<https://www.cas.go.jp/jp/houan/204.html> (2021/03/17 閲覧)

^{xxxv} 条文は、「差別的取扱い等」を次のように説明しています：「一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い／二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為／三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為」（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二章第十三条）

^{xxxvi} <http://www.hospital.or.jp/> (2021/02/17 閲覧)、
<http://aotokyo.or.jp/?news=%E3%80%8C%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AB%E3%82%A8%E3%83%B3%E3%82%B6%E7%AD%89%E5%AF%BE%E7%AD%96%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%8E%A%E7%BD%AE%E6%B3%95%E7%AD%89%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8> (2021/02/17 閲覧)